

令和4年11月11日（金）

## 【照会先】

広島労働局職業安定部職業安定課

課長 田辺 克也

課長補佐 三村 昌樹

（電話） 082 (502) 7831

## 尾道公共職業安定所における文書の誤廃棄について

広島労働局（局長 阿部 充）は、尾道公共職業安定所（所長 東 義行）において発生した個人情報を含む文書の誤廃棄について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

## 記

## 1 概要

尾道公共職業安定所（以下「尾道所」という。）において、社会保険労務士A氏から提出された労働者Bさんの雇用保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を尾道所内に設置しているシュレッターにより誤廃棄したものの。

資格喪失届には、労働者Bさんの氏名、生年月日、マイナンバー等が記載されていた。

## 2 事実経過等

（1） 令和4年10月28日、尾道所の職員Cは、社会保険労務士A氏が持参した労働者Bさんの資格喪失届を受理後、ハローワークシステム（以下「システム」という。）への入力等の事務処理を行った。

なお、この事務処理の際、資格取得時に登録されていた労働者Bさんの氏名に誤りが見つかり、事前に氏名訂正の処理を行ったため、システムから雇用保険被保険者氏名変更届受理通知書（以下「氏名変更通知書」という。）が出力されていた。

（2） 同日、職員Cは、社会保険労務士A氏に交付する必要のなかった労働者Bさんの氏名変更通知書を、尾道所内のシュレッターにて裁断した。

（3） 令和4年10月31日、システムにて処理した件数と10月28日に受理した資格喪失届の件数が一致していないことから、確認したところ、労働者Bさんの資格喪失届の行方がわからなくなっていることが判明した。

（4） 同日から同年11月1日にかけて、尾道所内をくまなく搜索したが、労働者Bさんの資格喪失届は見できなかった。

（5） 令和4年11月1日、社会保険労務士A氏に労働者Bさんの資格喪失届を誤って返戻していないか確認したが、返戻されていないとのことであった。

（6） 同日、尾道所内に設置している防犯カメラの映像を確認したところ、10月28日の当該事務処理を終えた時刻頃、職員Cが右手に氏名変更通知書を持ち、左手に資格喪失届を持って離席し、シュレッターの方向に向かい、その直後、職員Cは両手に何も持たず自席に戻っており、離席していた時間は約15秒であることが判明した。これを受け、職員Cに改めて事実関係を確認した。

その結果、10月28日の当該事務処理を終えた時刻頃、職員Cは、右手に労働者Bさんの氏名変更通知書、左手に労働者Bさんの資格喪失届を持ち、尾道所内のシュレッダーに向かい、シュレッダーにて裁断する際に無意識に氏名変更通知書と資格喪失届を重ねて、氏名変更通知書及び資格喪失届をシュレッダーしたことにより、労働者Bさんの資格喪失届を誤廃棄したことが判明した。

(7) 令和4年11月2日、社会保険労務士A氏及び労働者Bさんが就労していた事業所に架電の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

### 3 発生原因

- (1) 事務処理を終えた文書を、即時に所定のクリアファイルに入れ、所定の保管場所に格納することを怠ったこと。
- (2) シュレッダー処理を行う際、廃棄対象ではない文書が混入していないか一枚ずつ確認することを怠ったこと。

### 4 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

尾道所内のシュレッダーにより裁断しているため、二次被害のおそれはない。

### 5 再発防止策

#### (1) 尾道所における対応

- ① 令和4年11月4日、全職員に対し、基本動作と個人情報の適正な管理の徹底を指示するとともに、研修を実施した。
- ② 今後の事務処理において、以下を徹底することとした。
  - ア. 事務処理を終えた文書は即時に所定のクリアファイルに入れ、所定の保管場所に格納すること。
  - イ. 日報の処理件数と受理した届出書類の枚数との照合は、翌日の午前中までに終わらせること。
  - ウ. 書類を廃棄する際は、廃棄対象ではない個人情報が記載された文書が混在しないよう保管し、日報のシステム処理件数との照合が終了後、複数人で一枚一枚確認した上でシュレッダー処理を行うこと。

#### (2) 労働局における対応

- ① 令和4年11月2日、総務課総務企画官から局内全所属長に対し本事案の概要を説明するとともに、個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底について注意喚起した。
- ② 令和4年11月4日、職業安定課長から局内全公共職業安定所長（出張所長）に対し個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底について注意喚起するとともに、所属職員に対する点検・指導の実施を指示した。
- ③ 令和4年11月9日、職業安定課長から局内全公共職業安定所長（出張所長）あてに通知を發出し、管理者による全職員に対する本事案を踏まえた研修と基本動作・確認作業の点検・指導の実施を指示した。